

2020年第11号 広報 No.287 発行 2020年(令和2年)11月10日
TEL 047-448-3768
金杉台住管理組合: 広報

## 駐車場抽選会の実施日を移動します

真夏の7月に実施するのは、熱中症の観点からも望ましくはないものと考えて決定しました。

10月 理事会 決定

#### 駐車場抽選会を 7月から11月にします

## 次回実施は2021年11月になります

ご契約 について この移行決定を受けて、「駐車場契約期間変更のご案内」を契約者各位には10月22日付で配布しております。 なお、詳細は改めて事務所からご案内申し上げます。

なお、新型コロナ感染症の状況次第によっては実施等を変更する場合がありますので、予めご了承をお願い申し上げます。

# 管理組合からのお願い

## 棟における 保険加入について

現在、屋内排水管改修工事(棟の共用部分)が行われていますが、改修工事対象外である水道管がかなり老朽化していることがわかりました。水道管は各戸が所有する専有部分です。水道管の漏水により下の階に漏水被害が発生した場合には、下の階の修理費用は漏水を起こした住居の個人負担となります。この対策として、

棟全体でマンション総合保険 「水濡れ損害補償特約付」 に加入されているかをご確認下さい。

まだでしたら、是非ご加入をお願いします。

棟の保険に未加入の棟、もしくは棟の保険に入っていても「個人賠償」特約を付けられていない棟もありますのでご案内しております。

住棟協では各棟長宛で「保険の加入状況調査」を実施中です。

## **企业** 金杉台

#### 管理組合からのお願い

#### 室内の改修工事を行う際の

1

リフォーム等の室内改修工事を行う際は、 工事事業者から「届出書」

を出して頂く必要があります

工事をされる居住者様へ

リフォームを業者に依頼される時に、 その業者に「専有部分の改修工事に 関する届出書」(右の写真)のご提出を 必ず管理組合事務所 で行って 下さるようお願い申し上げます。

2 室内工事の 業者の車について

# 

## 「ちょっと停めるくらい大丈夫」とは考えないでください。

他住民の車が 出せないとの 苦情が来ています

●業者が上記の「届出書」を出して頂くと、管理組合 事務所が空き駐車場を無料でご用意します。

業者に届出書を出して頂けない場合、工事を依頼した方に管理組合事務所にて駐車場の予約 (1日300円)をして頂きますようお願い申し上げます。

居住者様へ リフォームされる場合は、業者に住居内の水道管の老朽化の確認を ご依頼下さい。老朽化している場合は水道管の更新をお願いします。

いつも管理組合業務にご協力を頂き有難うございます